

～集い関連～

認知症支援・介護予防・交流の場

●認知症予防教室

認知症予防教室は、絵本の読み聞かせを通じて、認知機能低下の抑制とともに社会参画・社会貢献活動推進をはかる講座として、年1回実施しています。

開催日時や会場は、広報たちかわをご覧ください。

高齢政策課認知症対策係

☎042-523-2111
内線1482

●介護(予防)教室

介護(予防)教室は、それぞれの地域において、各地域包括支援センターが実施しています。

開催テーマや日時・会場は、広報たちかわやチラシ等をご覧ください。

各地域包括支援センター
福祉相談センター

P32参照

●認知症家族会

介護をしている仲間と悩みや体験などを語り合える場です。人と話したり、介護の経験者に聞いてもらうことで、自分自身の気持ちの整理がつくことがあります。日頃の介護で疲れた心身をリフレッシュしませんか。

各地域包括支援センター
福祉相談センター

P32参照

●認知症カフェ

認知症の人もそのご家族も、地域の人も専門職も一緒になって語り合い、ほっと一息つける場所が「認知症カフェ」です。

カフェ形式で自由におしゃべりや情報交換をしたり、テーマを設定して学び合ったりしながら、楽しいひとときを過ごしたり、仲間づくりをすすめています。地域の中で認知症について理解を深め、相互に支え合う関係ができることを目指しています。

詳細は市のホームページをご覧ください
お問い合わせください。



各地域包括支援センター
福祉相談センター

P32参照

高齢政策課認知症対策係

☎042-523-2111
内線1482

●認知症カフェにおける講師謝礼金補助金交付事業

市内の認知症カフェにおいて講習会等を行う際の講師謝礼金(交通費を含む)を補助します。

補助金額は1団体あたり、1回5千円、年3回が上限です。

講師謝礼金について、市または他の団体からの補助金を受けている場合を除きます。(ご利用には要件があります)

高齢政策課認知症対策係

☎042-523-2111
内線1482

●オレンジドア@たちかわ



～当事者の声から～

同じ病気をもつ仲間とつながりたいとの声があり、2023年1月からオレンジドア@たちかわを実施しています。

認知症本人同士の出会いを大切に、認知症とともに暮らすスタートができる入り口、きっかけの第一歩を踏み出せる場です。

認知症本人同士だけでなく、専門職スタッフはもちろんのこと、市民である認知症サポーターなども一緒に会話することで、「新たなつながり」ができたり、自然に本人同士の「ピアサポート」も行えています。



～代表から参加したいと思っている方へメッセージ～

私は現役で働くサラリーマンの当事者です。診断を受けてから8年が経過しましたが、未だ元気に働いております。これからも後1年程となりましたが、定年退職まで頑張りたいと思っています。

私は今現在一人暮らしという事もあって自身で気付けない事も多々あり様々な問題がありました。例えば時々頭の中が真っ白になって固まってしまう事があり、自分では精神面が弱いと思いメンタルヘルスに通うなどの対策をとっておりましたが、「オレンジドア」で知り合った仲間のおかげで「脳疲労」の症状であることが判りました。

私の場合この活動を通して得られた気付きや発見はとて多く、症状や現象をより正確に分析することで的確な対策がとれ自信もつき、不安解消はもとよりその後の積極的な活動の原動力につながりました。

認知症の中でも特に私のように若年性認知症の場合、まだまだ働き盛りの年代のため社会生活などでの問題を抱える事が多くありとても深刻です。

「オレンジドア」は認知症診断前後の不安や悩みを抱えるご本人のための相談窓口です。

当事者の経験則や各種専門スタッフの専門知識に基づく意見やアドバイスなどを参考に進め、フレンドリーな雰囲気でも気軽に話し、たわいもない会話などを通して少しでも不安を解消し、解決していけたら良いと思います。どうかお気軽にお越しくださいね!!

2024年4月

オレンジドア@たちかわ 代表 かもした まこと

～本人発信～

認知症になっても、 心豊かに暮らせるためのヒント

認知症は特別な病気ではありません。

「認知症になっても、心豊かに暮らし続ける」ために、どのようなことやものがよいか、オレンジドア@たちかわに参加しているみなさんに、コメントをいただきました。

私たちより「ひと足」お先に、認知症になられた方、近くで支えているご家族からのメッセージを見てみませんか？



前向きな気持ち

なんでも 自力で 頑張る!!

やれる事は 自分である!!



友達

人との信頼

認知症ポジティブという考え方

認知症に対して、多くの人は「絶対に認知症になりたくない」「認知症になったら他人に知られたくない」と、まだまだネガティブに捉えています。しかし、日本人の場合、65歳以上では5人に一人、85歳以上では3人に一人が認知症になるとのデータがあります。いわば、認知症は“長寿の勲章”ともいえます。

「認知症になるくらい、長生きできてよかった」とポジティブに捉えて、周囲の人に「私は認知症になっちゃったから支えてね。お願い」と、気軽に言える立川市を目指しています。

認知症基本法って？

正式名称は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」といい、2023年6月に可決され2024年1月に施行されました。認知症基本法の目的は“認知症の人を含めたすべての国民が、人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現する”としています。



孤立しちゃう外との接触が大切
かとも見えます。



オレンジドア@たちかわ
実際の様子写真

認知症の方でも買い物しやすい
環境にして欲しい。(セルフレジは、
解りにくい。やりにくいので従業員
を配置して欲しいです)

認知症の人は、見た目は、
わからないう事が多いの？
何かマークのおた物があるといいと思う。

当事者や家族が集まる場、オレンジドアの
ような会を、もっと頻繁に開く。

不安になったら、仲間と会って、
経験を聞く

気軽に相談できる専門家



キャンペーン

立川市でも、7月から9月を“認知症普及啓発月間”として、認知症を理解して共に生きていこうというテーマのもと、下記のような事業を実施しています。

認知症サポーター ステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受講し、立川市でのチームオレンジ活動をめざしている方(認知症の方や家族を支援したい、何か人の役にたたい、地域で活動したい・ボランティアをしたい)を対象とした講座です。

☎042-523-2111
内線1482

P32参照

展示会の様子をご紹介します♪
市のホームページにはさらに詳細を
掲載していますので、そちらも
二次元コードからご覧ください

-



また、全ての市立小学校の4年次を対象に、講座を実施しています。「認知症になっても、そうでない人も、ともに暮らせるまちづくり」の実現に向けて、地域で支え合う力が高まることを目指しています。

☎042-523-2111
内線1482

P32参照

小学校での認知症サポーター養成講座風景



認知症サポーターカード

[illegible]

各地域包括支援センター
福祉相談センター

P32参照

認知症サポーターの任意性の活動を尊重しつつ、認知症の方や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぎ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域作りの具体的な活動になります。



若年性認知症ケアパス

(年齢問わず就労中で、認知症が疑われる人もご活用ください)

※若年性認知症とは、65歳未満で発症する認知症を言います。

認知症の段階	症状の顕在化	受診・鑑別診断 → 就労継続に向けた調整	就労から地域生活への移行	医療・介護等のサービス利用
本人・家族の対応	●東京都多摩若年性認知症総合支援センターへの相談(職場と連絡調整も可) ●東京都認知症疾患医療センターなど、専門医への受診	●職場との話し合い ●精神障害者保健福祉手帳の取得(初診日から6か月以上経過) ●自立支援医療(精神通院医療)の申請	●障害年金の受給(初診から1年6か月を経過した日＝「障害認定日」の翌月から、または請求日の翌月から)	●介護保険サービス、障害福祉サービスの申請 ●(場合により)地域福祉権利擁護事業や、成年後見制度の利用など ●高額療養費、医療費控除 など
職場の対応	<上司・同僚の対応> ●異変に気づいたら、産業医や専門医療機関につなぐなど、受診勧奨 ●東京都多摩若年性認知症総合支援センターへの相談	<上司・同僚の対応> ●診断に基づく適切な配慮と管理 <人事担当者> ●就労継続に向けた職場の後方支援 ●障害者雇用の検討	●退職制度の活用 ●傷病手当金	●雇用保険(失業保険)手続き ●健康保険切り替え など
産業医等	●東京都認知症疾患医療センターなど、専門医のいる医療機関の紹介 ●本人・職場全体のケア	●本人・職場全体のケア		
支援の体制	東京都多摩若年性認知症総合支援センター (P18)による支援や関係者等との連携			立川市の認知症ケアパス(P2～3)をご覧ください

～若年性認知症の人が受けられる主な制度一覧～

※制度ごとに要件があります。また個々の状況に応じて、一覧記載以外の支援制度もあります。
詳細は 各お問い合わせ先、もしくは 東京都多摩若年性認知症総合支援センター
042-843-2198 (月～金/9時～17時) へご相談ください。

	利用可能な制度	お問い合わせ先
障害福祉サービス	◆精神障害者保健福祉手帳 ◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	障害福祉課 042-523-2111 障害福祉課 042-523-2111
医療費助成	◆自立支援医療(精神通院医療) ◆高額療養費	障害福祉課 042-523-2111 加入している医療保険の保険者
介護サービス	◆高額介護合算療養費(医療)／高額医療合算介護サービス(介護) ◆介護保険制度 ◆高額介護(介護予防)サービス費	加入している医療保険の保険者もしくは保険年金課 042-528-4314 及び 介護保険課 042-523-2111 介護保険課 042-523-2111 介護保険課 042-523-2111
税金の控除	◆所得税 ◆住民税(市民税・都民税)	立川税務署 042-523-1181 課税課 042-523-2111
経済的支援	◆傷病手当金 ◆雇用保険制度(失業手当等) ◆障害年金 ◆特別障害者手当 ◆生活困窮者自立支援制度	加入している健康保険組合 ハローワーク立川 042-525-8609 (11#) 立川年金事務所 042-523-0352 ねんきんダイヤル 0570-05-1165 保険年金課 042-528-4314 障害福祉課 042-523-2111 くらし・しごとサポートセンター 042-503-4308
日常生活支援	◆日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) ◆成年後見制度	地域あんしんセンターたちかわ 042-529-8319 地域あんしんセンターたちかわ 042-529-8319

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、若年性認知症により一定の障害にあることを証明するもので、さまざまな料金の割引や減免等が受けられます。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

障害の程度や介護・居住の状況等を踏まえて個別に支給決定される「自立支援給付」と、市が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。

高額介護(介護予防)サービス費

介護保険のサービスを利用した場合、原則かかった費用の1割から3割の金額が、利用料として自己負担となりますが、1か月に支払った利用者負担額が所得等に応じた限度額を超えた場合、「高額介護サービス費」として超えた分が申請により支給されます。なお、同じ世帯内に介護保険サービスの利用者が複数いる場合、世帯の利用者負担額の合計額が限度額を超えた分について支給されます。

高額介護合算療養費(医療)／高額医療合算介護サービス(介護)

医療保険の被保険者と同じ世帯に介護保険の被保険者がいる場合、1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得に応じた限度額を超えた場合には、それぞれの保険から、「高額介護合算療養費」「高額医療合算介護サービス費」として、超えた分が申請により支給されます。

高額療養費

高額療養費は、保険証を使用して医療機関で診療を受けたとき、1か月毎に自己負担限度額を超えたとき、その超えた分が支給される制度です。対象者には申請書が郵送されますので、申請してください。

自立支援医療(精神通院医療)

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療費制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。

税金の控除

精神障害者保健福祉手帳を受けている場合、一定金額の障害者控除が受けられます。また同一生計世帯において、1年間に一定額以上の医療費を支払った場合、医療費控除が受けられます。

傷病手当金

傷病手当金は、病気やけがで会社等を休んだときに生活を保障するために設けられた制度で、事業主から十分な報酬を受けられない場合に支給されます。

特別障害者手当

年齢が20歳以上で、若年性認知症を有し、障害の程度や所得等の条件にあてはまる方が、申請に基づいて支給される手当です。

障害年金

障害年金は、現役世代の方も含めて病気やけがによって、障害等級のいずれかに該当する場合に支給される年金です。なお、申請には納付要件などの条件が設けられています。

雇用保険制度(失業手当等)

若年性認知症の発症により、雇用継続が困難となり、失業して所得の源泉を喪失した場合、公共職業安定所で失業の認定を受けた後に保険を受給できます。

生活困窮者自立支援制度

退職により住居を失うおそれのある方への住居確保給付金の支給や、生活福祉資金の貸付等、生活困窮に関する相談ができます。